

北部訓練場の過半の返還について

平成28年10月
沖縄防衛局

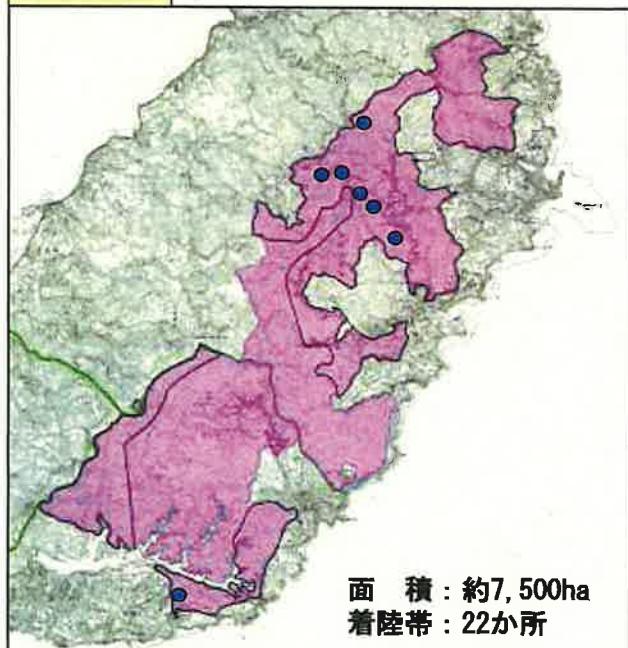
北部訓練場の過半の返還①(概要)

- ◎ 北部訓練場は、面積約7, 500haを有する沖縄県最大の米軍施設
- ◎ 平成8年12月のSACO最終報告において、北部訓練場の過半(約4, 000ha)の返還に合意

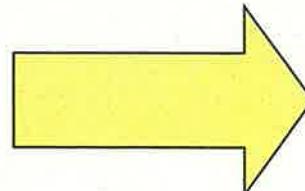
※ 返還条件:返還区域にあるヘリコプター着陸帯(7か所)を残余の部分に移設(6か所)

- ◎ これにより、沖縄における米軍専用施設・区域の約17. 6%を返還(全国の米軍専用施設・区域に占める沖縄の割合は、約74. 4%から約70. 6%に低下)(平成28年1月1日現在)

返還前



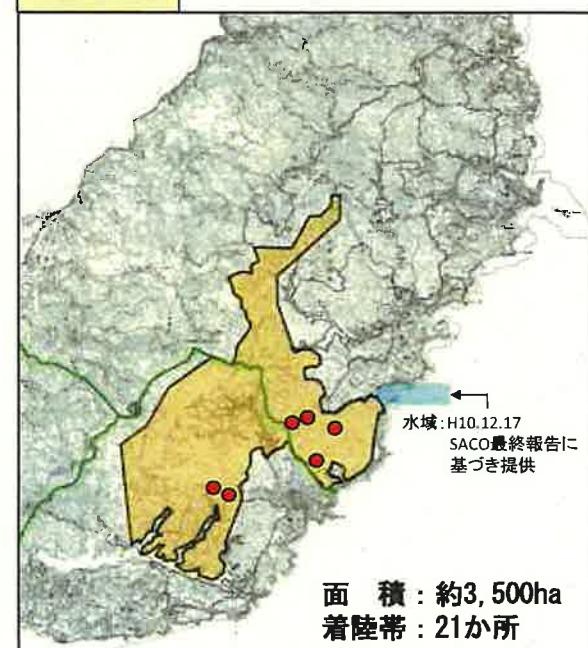
ヘリコプター着陸帯の移設により、過半(約4, 000ha)の返還を実現



【凡例】

- 移設対象の着陸帯
- 着陸帯の移設先

返還後



北部訓練場の過半の返還②(経緯)

1 着陸帯の移設の具体化

- 平成8年12月、SACO最終報告
- 平成11年4月、7か所の着陸帯の移設後に返還することについて日米合意



- 平成11年1月、地元の国頭村・東村が着陸帯の移設を了承
- 国頭村・東村は、跡地の国立公園の指定や世界自然遺産への登録を目指しており、早期返還を要望
- 報道によると、着工直前の20日にも、東村長が移設工事を容認する旨を来訪した県議会議員に発言

2-1 環境アセスの実施

- 平成10年12月から、沖縄北部地域(ヤンバル)の自然環境の保全に最大限配慮するとの下、自主的判断により、沖縄県環境影響評価条例に準じた環境影響評価(環境アセス)の措置を実施

2-2 環境アセスの結果を着陸帯の移設に反映

- 平成18年2月、環境調査の結果を受け、移設する着陸帯を7か所から6か所に変更するとともに、造成規模を直径75mから45mに変更することについて日米合意
- 平成19年3月及び平成20年1月、着陸帯の建設の実施について日米合意



3 工事実施

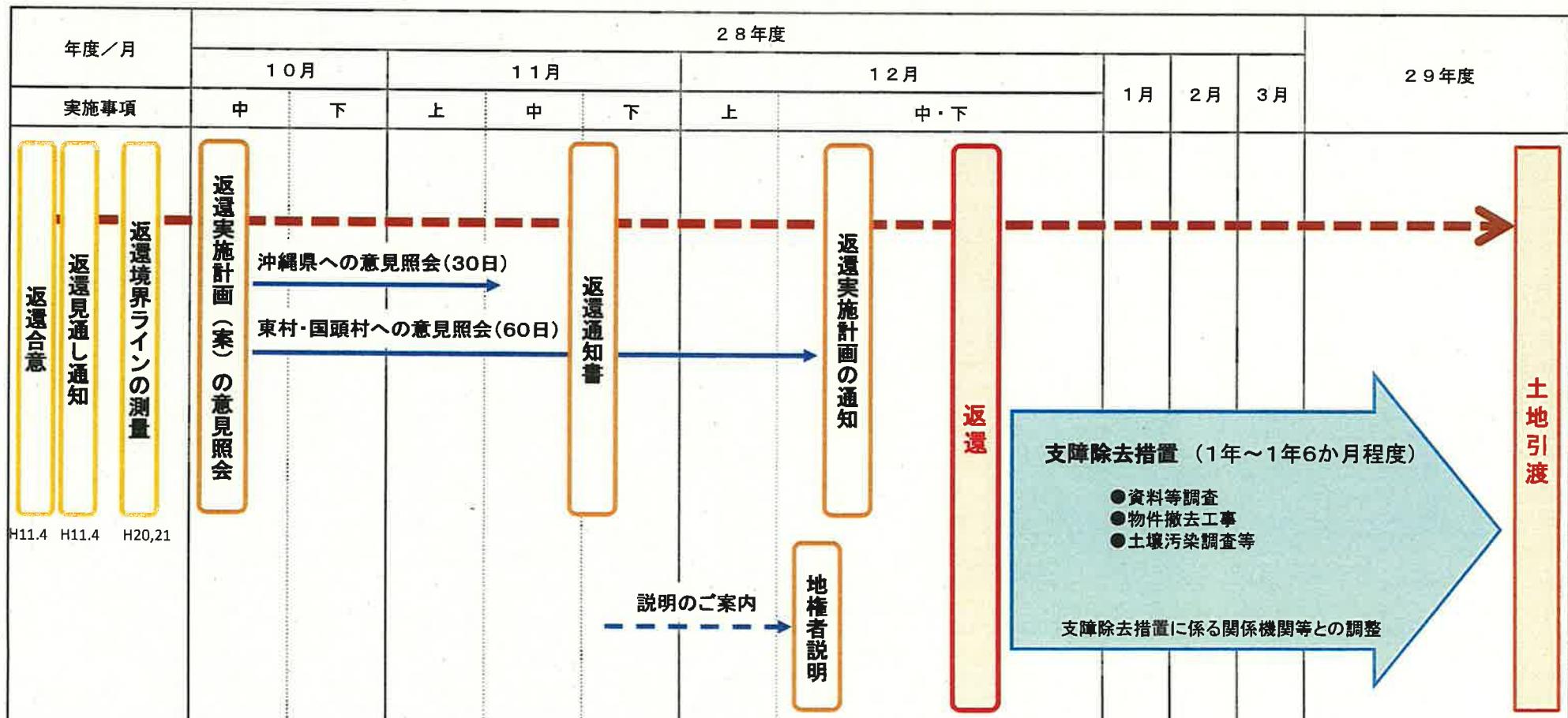
- 平成19年7月、工事に着手
- 平成25年3月、1か所目の着陸帯が完成(N-4地区)
- 平成26年7月、2か所目の着陸帯が完成(N-4地区)
- 平成27年2月、2か所の着陸帯を提供(N-4地区)

出入口の妨害により進捗せず

- 平成20年11月～平成26年6月
→通行妨害禁止等の仮処分申立て等
※1名の通行妨害禁止のみが認められる。

※残り3地区(4か所)の着陸帯及びその進入路の整備を実施中

北部訓練場の過半の返還に向けたスケジュール



跡地利用特措法の概要

1 跡地利用特措法について

- (1) 沖縄県における駐留軍用地の返還に当たっては、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号。以下「跡地利用特措法」という。）」に基づき、防衛省は各種の措置を講じているところである。
- (2) 跡地利用特措法は、地元の強い要望を踏まえ、跡地の有効かつ適切な利用の推進を図るため、旧法である「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置法（平成7年法律第102号）」を改正し、平成24年4月1日に施行されたものである。

2 支障除去措置について

(1) 支障除去措置

跡地利用特措法第8条の規定に基づき、国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還実施計画を定め、当該計画に基づき所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、返還跡地を利用する上で支障となるものを調査・除去するものである。

(2) 具体的内容

- ① 駐留軍が使用していた建物その他土地に定着する物件の調査・除却
- ② 土壌汚染対策法等に規定する土壤汚染の状況の調査・除去
- ③ 水質汚濁防止法等に規定する水質汚濁の状況の調査・除去
- ④ 不発弾その他の火薬類の有無の調査・除去
- ⑤ 廃棄物の有無の調査・除去

3 返還に係る補償金等について

(1) 支障除去期間補償金

跡地利用特措法第11条の規定に基づき、支障除去措置が実施されていることにより、土地を使用することができないときは、土地所有者等に対し、補償金（賃借料相当額）を支払うものである。

(2) 給付金

跡地利用特措法第10条の規定に基づき、土地の引渡し後、土地所有者等が引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該土地所有者等に対し、引渡日の翌日から3年を限度として給付金（賃借料相当額）を支給するものである。

(3) 特定給付金

跡地利用特措法第29条の規定に基づき、駐留軍用地跡地において土地区画整理事業が施行される場合に、土地所有者等が引渡日の翌日から3年を超えて引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該土地所有者等に対し、政令で定める期間を限度として特定給付金（賃借料相当額）を支給するものである。

支障除去措置

○資料等調査

土地の使用履歴等を過去の文献や地域住民への聞き取り等により調査

①建物・工作物の撤去

建物解体(アスベスト対策を含む)



工作物(アスファルト、配管、地下埋設物など)撤去



② 土壌汚染・水質汚濁

概況調査(表層)



詳細調査(深度)



処理工事



③ 不発弾

不発弾調査設計(地質調査)



磁気探査



確認探査



不発弾処理



④ 廃棄物

レーダー探査



掘削により廃棄物を確認



廃棄物掘出・処分



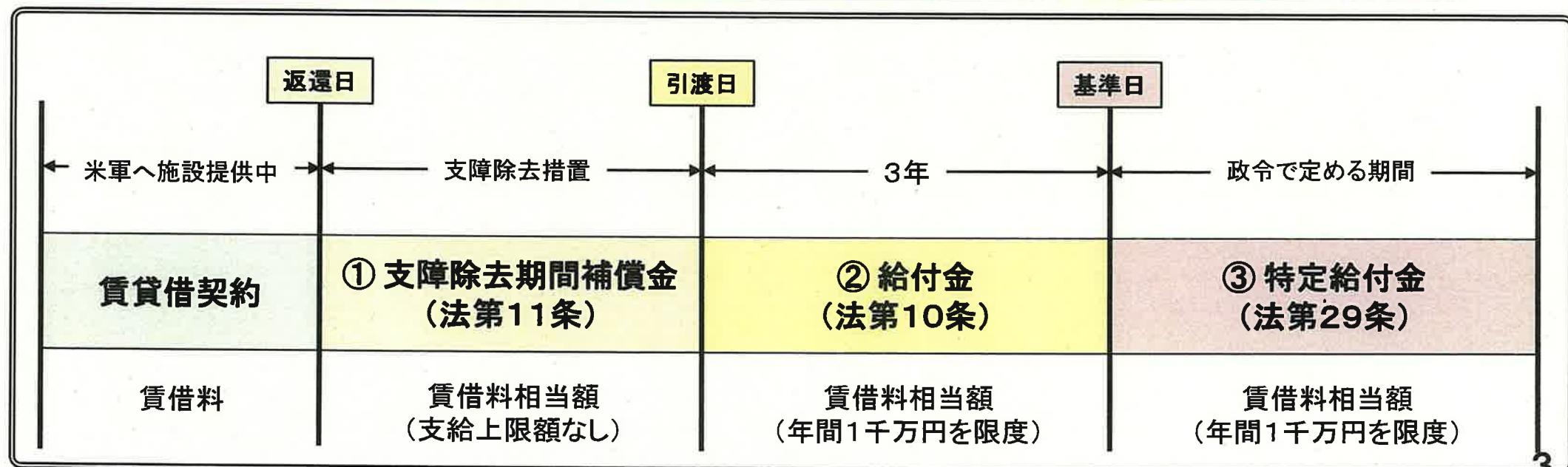
支障除去期間補償金・給付金・特定給付金

① 支障除去期間補償金：国が行う支障除去措置の実施期間中に支払う。（法第11条）

② 給付金：引渡日以降、土地所有者が土地を使用せず、かつ、収益していないときは、引渡日の翌日から3年を超えない期間内で支給する。（法第10条）

③ 特定給付金：返還跡地で土地区画整理事業が施行される場合（※）で、土地所有者が土地を使用せず、かつ、収益していないときは、政令で定める期間内で支給する。（法第29条）

※ 基準日（引渡日の翌日から3年を経過した日）の前日までに土地区画整理事業に係る事業認可等がなされた場合



北部訓練場の過半の返還に伴う支障除去措置

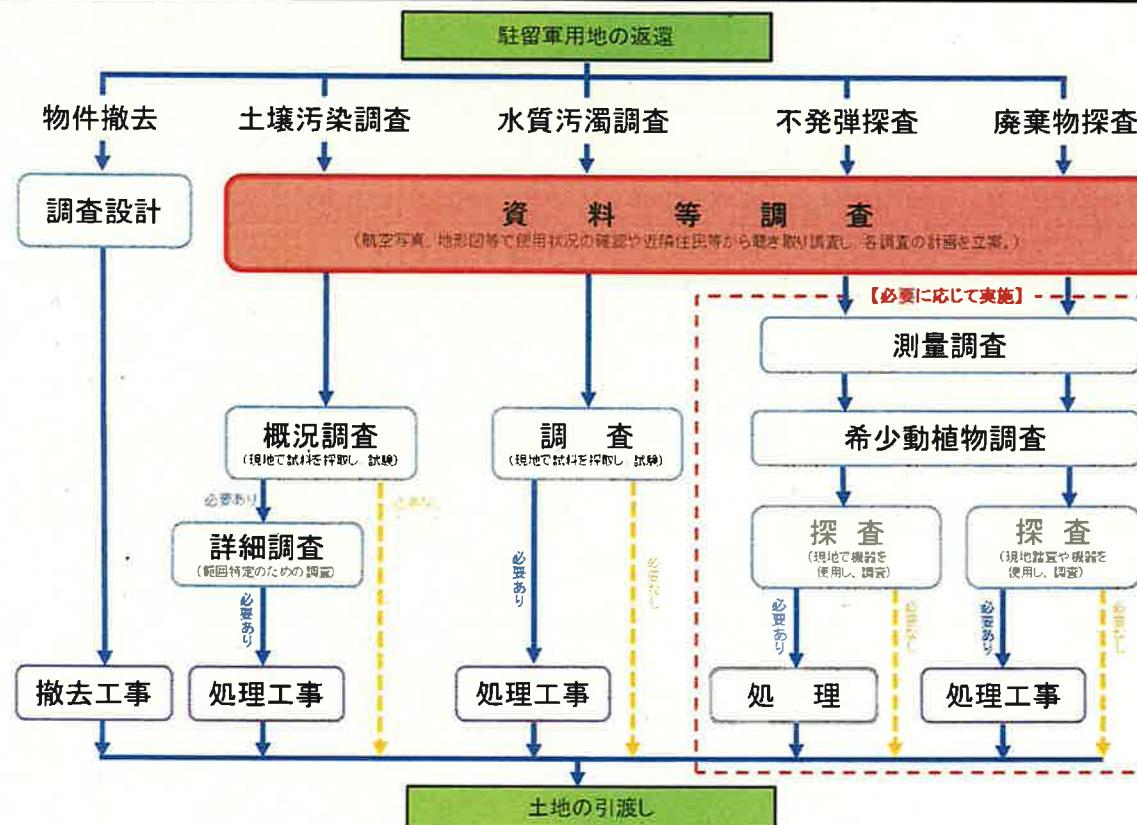
支障除去措置の進め方

北部訓練場の返還予定地は「やんばる国立公園(仮称)」に隣接し、貴重な動植物及び天然記念物などが生息しているため、環境に十分配慮した上で支障除去措置を実施する必要があることから、土壤汚染調査等を実施する際は、関係機関等と相談しながら進める必要がある。

支障除去措置の主な範囲

支障除去措置の内容については、資料等調査及び概況調査の結果により決定するものであるが、現時点において、支障除去措置を実施する必要があると考える主な範囲は以下のとおり。

- ①米軍車両の通行があった道路
- ②既存のヘリパッド及びその周辺
- ③土壤汚染等の蓋然性が高いと考えられる過去にヘリが墜落した場所



(参考)

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法

(平成7年法律第102号)

(平成14年・平成23年・平成24年・平成27年 改正)

(返還実施計画)

第8条 国は、合同委員会（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第31条第2項において「日米地位協定」という。）第25条に規定する合同委員会をいう。以下同じ。）において返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に講ずることにより、その有効かつ適切な利用が図られるようするため、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画（以下この条及び第11条第1項「返還実施計画」という。）を定めなければならない。ただし、駐留軍用地の所有者等が、自ら当該土地を使用する目的で行った申請に係る返還については、この限りでない。

2 返還実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1) 返還に係る区域
- 2) 返還の予定期間
- 3) 第1号の区域内に所在する駐留軍が使用している建物その他土地に定着する物件の概要及び当該建物その他土地に定着する物件の除却をする場合に当該除却に要すると見込まれる期間
- 4) 第1号の区域において次に掲げる事項について、調査を行う区域の範囲、調査の方法、調査に要すると見込まれる期間及び調査の結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針
 - イ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項に規定する特定有害物質又はダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。口において同じ。）による土壤の汚染の状況
 - ロ 水質汚濁防衛法（昭和45年法律第138号）第2条第2項第1号に規定する物質又はダイオキシン類による水質の汚濁の状況
 - ハ 不発弾その他の火薬類の有無
 - ニ 廃棄物の有無
 - ホ その他政令で定める事項

3～8 [省略]

(支障除去措置の実施期間中の補償金)

第11条 国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地（国有地を除く。）の返還を受けた場合において、その返還を受けた日（次項において「返還日」という。）後に返還実施計画に基づく支障の除去に関する措置が実施されることにより当該土地の所有者等が当該土地を使用することができないときは、当該所有者等に対し、補償金を支払うものとする。

2 前項の補償金の額は、返還日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が駐留軍用地使用等特別措置法により使用されたものであるときは、駐留軍用地使用等特別措置法第14条の規定により適用する土地収用法第72条に規定する補償金。）の1日当たりの額に当該土地を使用することができない期間の日数を乗じて得た額とする。

(参考)

(給付金の支給)

第10条 国は、駐留軍用地の返還に伴う駐留軍用地跡地の所有者等の負担の軽減を図り、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に資するため、アメリカ合衆国から駐留軍用地（琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日においてアメリカ合衆国が使用していたもので、引き続き駐留軍の使用に供されているものに限り、国有地を除く。第29条第1項において同じ。）の返還を受けた場合において、当該土地の所有者等が、当該土地が引き渡された日（以下この条において「引渡日」という。）以後引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該所有者等に対し、引渡日の翌日から起算して3年を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、給付金を支給するものとする。

- 2 前項の給付金の額は、当該土地の返還を受けた日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下この項、次条第2項及び第29条第3項において「駐留軍用地使用等特別措置法」という。）により使用されたものであるときは、駐留軍用地使用等特別措置法第14条の規定により適用する土地収用法（昭和26年法律第219号）第72条に規定する補償金）の1日当たりの額に、引渡日の翌日から当該土地の所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（引渡日の翌日から起算して3年以上、当該土地を使用し、収益し、又は処分しなかった場合にあっては、3年間）の日数を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、一の所有者等について支給する給付金の額は、3千万円を限度とし、かつ、一の所有者等について1年間に支給する給付金の額は、千万円を限度とする。
- 4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の所有者等とみなす。

第6章 特定給付金の支給

第29条 国は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進し、当該駐留軍用地跡地における土地区画整理事業に相当の期間を要することに伴う跡地所有者等（当該駐留軍用地跡地の所有者等をいう。以下この条において同じ。）の負担の軽減を図るため、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受け、当該駐留軍用地跡地において土地区画整理事業が施行される場合（当該土地が引き渡された日（以下この項において「引渡日」という。）の翌日から起算して3年を経過した日（以下この項及び第3項において「基準日」という。）の前日までに、当該駐留軍用地跡地において土地区画整理事業第9条第3項、第21条第3項、第51条の9第3項、第55条第9項、第69条第7項又は第71条の3第11項の公告がなされた場合に限る。）において、跡地所有者等が、引渡日の翌日から起算して引き続き3年を超えて、当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、当該跡地所有者等に対し、当該跡地所有者等の申請に基づき、基準日から特定給付金を支給するものとする。

- 2 前項の特定給付金の支給の限度となる期間は、当該駐留軍用地跡地における土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定める期間とする。
- 3 第1項の特定給付金の額は、当該土地の返還を受けた日の属する年度に国が当該土地について支払った賃借料（当該土地が駐留軍用地使用等特別措置法により使用されたものであるときは、駐留軍用地使用等特別措置法第14条の規定により適用する土地収用法第72条に規定する補償金）の1日当たりの額に、基準日から当該跡地所有者等が当該土地を使用し、収益し、又は処分した日の前日までの期間（当該期間が前項の政令で定める期間を超える場合には、当該政令で定める期間）の日数を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、一の跡地所有者等について支給する第1項の特定給付金の額は、当該跡地所有者等に係る第2項の政令で定める期間の年数（当該期間の総月数を12で除して得た数とし、その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に千万円を乗じて得た額を限度とし、かつ、一の跡地所有者等について1年間に支給する第1項の特定給付金の額は、千万円を限度とする。
- 5 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の跡地所有者等とみなす。
- 6 前各項に定めるもののほか、第1項の特定給付金の支給の手続その他の必要な事項は、政令で定める。

跡地利用推進法に基づく返還実施計画について

1. 返還実施計画(法第8条第1項)

国は返還が合意された区域について速やかに駐留軍用地の返還に関する実施計画を定めなければならない。

2. 返還実施計画で定める事項(法第8条第2項)

- 一 返還に係る区域
- 二 返還の予定時期
- 三 第1号に掲げる区域内に所在する建物等の除去に要すると見込まれる期間
- 四 第1号に掲げる区域で、次に掲げる事項について、調査の区域、方法、必要期間及びその結果に対する国が講じる措置の方針
 - イ 土壤の汚染の状況
 - ロ 水質の汚濁の状況
 - ハ 不発弾その他の火薬類の有無
 - ニ 廃棄物の有無
 - ホ その他政令で定める事項

3. 手続き(法第8条第3項～第6項)

